個人情報ファイル簿

整理番号		1135
個人情報ファイルの名称		本多静六博士奨学金返還金に係る債権管理簿
実施機関の名称		知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		森づくり課
個人情報ファイルの利用目的		本多静六博士奨学金返還金に係る債権管理を記録するもの
記録項目（個人情報ファイルに記録される項目）		１住所、２氏名、３電話番号、４発生年度、５納入通知書発行日、６納入期限、７督促状発行日、８債権消滅日、９奨学生番号、10 勤務先、11 連帯保証人氏名、12 連帯保証人住所、13 連帯保証人電話番号
記録範囲（本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲）		本多静六博士奨学生、その連帯保証人
記録情報の収集方法（個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法）		本人提出の卒業後の進路及び連絡先、本人提出の身上異動届、本人聴取
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		無
記録情報の経常的提供先（記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先）		—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	森づくり課
	所在地	さいたま市浦和区高砂３－１５－１（本庁舎５階）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令	—
	内容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		マニュアル処理ファイル
（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		—
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要		—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	無
備考	